

世界最先端 IT 国家創造宣言

工程表

(抄)

平成 25 年 6 月 14 日決定

平成 26 年 6 月 24 日改定

平成 27 年 6 月 30 日改定

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

1. 本工程表の目的・構造

IT総合戦略本部では、IT・情報資源の利活用で、未来を創造する国家ビジョンとして、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成27年6月30日閣議決定）（以下「創造宣言」という。）を策定した。

「創造宣言」では、今後、5年程度の期間（2020年まで）に世界最高水準のIT利活用社会を実現することを目標に、

- ① IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会、
- ② ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会、
- ③ ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会、
- ④ ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

の4項目について目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取り組み等を取りまとめている。

本工程表は、「創造宣言」において示された、目指すべき社会・姿の実現に向けて、誰（どの府省）が、いつまでに、具体的に何を実施するのかを明らかにするとともに、各府省間での連携が必要な施策については、個々の役割分担と達成すべき事項を明確化することにより、着実に具体的な成果に結び付けることを目的として策定するものである。

本工程表は、「創造宣言」で示された取り組みや目標に対して、短期、中期、長期に分けて、どの府省が、いつまでに、何を実施するのか、各府省の施策がどのように関係しているのかなどをわかりやすく明示するために図示した資料と図に記載されている施策の内容を可能な限り詳細に記載した資料により構成されている。

2. 本工程表のフォローアップ

本工程表は、内閣法及び高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以下「IT基本法」という。）第26条に記載されている「府省横断的な計画」に該当するものであり、IT基本法に基づき、本部長から委任された事務として、内閣情報通信政策監（以下「政府CIO」という。）が中心となって、適時、適切なタイミングで本工程表のフォローアップを行うとともに、その結果を踏まえ、本工程表の改定を行い、「創造宣言」の実現（ひいては「世界最高水準のIT利活用社会」の実現）に向けて、より具体的な道筋を明らかにするものとなるよう、ブラッシュアップを行うこととする。

なお、2014年度における各府省庁の施策の進捗・検討状況のフォロー・評価及び政府CIOを中心とした新戦略推進専門調査会等によるPDCA管理並びに「創造宣言」の改定を踏まえ、本工程表を改定する。

改定後の本工程表では、2014年度の施策の進捗状況を図示するとともに、2015年度以降の施策の内容について必要な修正を加えている。

目 次

1.	<u>IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会</u>	5
(1)	新たな IT 利活用環境の整備	5
(2)	ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進	11
(3)	公共データの民間開放（オープンデータ）の推進	19
2.	<u>IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会</u>	26
(1)	地方創生 IT 利活用促進プランの推進	26
(2)	起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等	43
(3)	雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現	50
3.	<u>IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会</u>	57
(1)	適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現 ..	57
(2)	IT を利活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開（Made by Japan 農業の実現）	69
(3)	世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現	75
(4)	世界一安全で災害に強い社会の実現	88
(5)	家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現	102
(6)	次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化	106
(7)	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を捉えた最先端の IT 利活用による「おもてなし」の発信	110
4.	<u>IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会</u>	114
(1)	安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用	114
(2)	利便性の高い電子行政サービスの提供	123
(3)	国・地方を通じた行政情報システムの改革	127
(4)	政府における IT ガバナンスの強化	132
5.	<u>利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化</u>	136
(1)	人材育成・教育	136
(2)	世界最高水準の IT インフラ環境の確保	148

(3)	サイバーセキュリティ	154
6.	国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	155

4. IT を活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

- (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

実施スケジュール (4. ITを活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会)

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
	<p>マイナンバー制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー・法人番号の付番・通知準備【総務省及び国税庁】 ・マイナンバー・法人番号の利用【関係府省庁】 ・情報提供NWS・マイポータルの構築【内閣官房及び総務省】 ・情報提供NWS・マイポータルの運用【内閣府及び総務省】 									
	<p>マイポータルの構築・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な機能・内容の検討【内閣官房】 ・主な機能・内容の検討及び所要のシステム構築・制度見直し【内閣官房、総務省及び関係府省庁】 ・自己情報表示、情報提供等記録表示、ワンストップサービス、電子私書箱、電子決済サービス 等 ・利便性の向上とセキュリティ確保のバランスがとれた認証機能や認証連携の仕組みの検討・構築【内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁】 ・携帯電話・CATVを用いた行政サービスの利用に係る技術的課題の整理【総務省】 ・利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討【内閣官房、総務省及び関係府省庁】 ・公共施設等への端末設置や代理利用の整理等いわゆる情報弱者の利用に向けた対応策の検討【内閣官房及び総務省】 									
	<ul style="list-style-type: none"> ・順次、サービスの提供を開始【内閣府、総務省及び関係府省庁】 ・自己情報表示、情報提供等記録表示プッシュ型サービス、引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス、電子私書箱、電子決済サービス等 ・順次、官民のオンラインサービスのシームレスな連携を開始【内閣府、総務省及び関係府省庁】 ・e-Taxやねんきんネット等との連携、民間サービスとの連携 等 ・順次、利用チャネル及び認証手段を拡大【内閣府、総務省及び関係府省庁】 ・順次、対応策を実施【内閣府、総務省及び関係府省庁】 									
	<p>・個人番号カードの発行枚数</p>									

(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

実施スケジュール（4. ITを活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会）

年度	短期			中期			長期			KPI		
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021			
	個人番号カードの普及・利活用の促進											
	(1)安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用											
	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの交付準備【総務省】 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの交付【総務省】 	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員身分証の一体化【内閣官房、総務省及び関係府省庁】 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証、民間企業の社員証等としての利用検討促進【内閣官房、総務省、文部科学省及び関係府省庁】 	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナンバーへのアクセスの実現に向けた民間事業者との検討【内閣官房、総務省、金融庁及び経済産業省】 医療保険オンライン資格確認システム 個人番号カードの健康保険証として利用【厚生労働省】 	<ul style="list-style-type: none"> 行政が発行する各種カード（印鑑登録者識別カード、施設利用カード等）との一体化【内閣官房、総務省及び関係府省庁】 各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現【内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省及び関係府省庁】 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村による独自利用の推進【内閣府、総務省及び関係府省庁】 民間事業者による空き領域利用のための必要な整備【内閣府及び総務省】 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査登録事務における公的個人認証機能の活用、提出書類の合理化等の推進 公的個人認証機能のスマートフォンでの読み取り申請・ダウンロード実現のための技術開発・関係者協議【総務省】 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードを利用した住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者の拡大、対象手続きの拡大の検討【総務省】 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体・事業者の参加拡大 検討を踏まえ、順次、対象手続きを拡大【総務省】 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付、海外転出後の継続利用を認める等のサービスに関する検討・実現【総務省及び外務省】 	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づきくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において利用【総務省及び関係府省庁】
	<ul style="list-style-type: none"> 公的個人認証サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しの検討 民間利用のユースケースの明確化、民間事業者への利用の働きかけ【内閣官房、総務省及び関係府省庁】 	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認手段としての利用に向けた調整・周知【総務省及び関係府省庁】 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付、海外転出後の継続利用を認める等のサービスに関する検討・実現【総務省及び外務省】 	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づきくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において利用【総務省及び関係府省庁】 	<ul style="list-style-type: none"> 検討を踏まえ、順次、行政手続き等の拡大・見直しを実施 署名検証者の民間事業者への拡大【総務省及び関係府省庁】 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村による独自利用の推進【内閣府、総務省及び関係府省庁】 民間事業者による空き領域利用のための必要な整備【内閣府及び総務省】 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査登録事務における公的個人認証機能の活用、提出書類の合理化等の推進 公的個人認証機能のスマートフォンでの読み取り申請・ダウンロード実現のための技術開発・関係者協議【総務省】 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードを利用した住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者の拡大、対象手続きの拡大の検討【総務省】 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体・事業者の参加拡大 検討を踏まえ、順次、対象手続きを拡大【総務省】 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付、海外転出後の継続利用を認める等のサービスに関する検討・実現【総務省及び外務省】 	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づきくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において利用【総務省及び関係府省庁】 	
											<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの発行枚数 	

【目標（マイルストーン含む）】

- ・マイナンバー制度の利活用により、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを提供する「マイナポータル」の実現、実社会やオンラインの本人確認手段となる個人番号カードの普及や、マイナンバー及び法人番号の利活用を図る。

【短期（2015年度）】

○マイナンバー制度の導入

- ・2015年10月より個人番号（以下、マイナンバー）・法人番号の付番・通知を行い、2016年1月より利用を開始する。【総務省、国税庁及び関係府省庁】
- ・2017年1月の運用開始に向け、情報提供ネットワークシステム及びマイナポータルの構築を行う。【内閣官房及び総務省】

○マイナポータルの構築・利活用

- ・主な機能・内容（自己情報表示、情報提供等記録表示、プッシュ型サービス、引っ越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス、電子私書箱、電子決済サービス等）に係る検討を行い、所要のシステム構築や制度見直しを進める。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・官民のオンラインサービスをシームレスな連携（e-Tax、ねんきんネット、その他民間サービス等）を可能とするため、利便性の向上とセキュリティの確保のバランスがとれた認証機能や認証連携の仕組みを検討・構築する。【内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁】
- ・国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末やテレビ等、利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討を行う。特にCATVについては、次世代セットトップボックス等への個人番号カードの読み取り機能の実装に向けた取組を推進する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・公共施設等への端末設置や代理利用の整理等、いわゆる情報弱者の利用に向けての対応策の検討を行う。【内閣官房及び総務省】

○個人番号カードの普及・利活用の促進

- ・2016年1月より、個人番号カードの交付を開始する（電子証明書を含めて初回交付無料）。なお、交付に当たっては、顔認証システムも補助的に活用する。【総務省】
- ・2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、併せて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。【内閣官房、総務省、文部科学省及び関係府省庁】
- ・2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。【内閣官房、総務省、金融庁及び経済産業省】

- ・ 2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする。【厚生労働省】
- ・ 印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化等、市町村による独自利用の推進を図る。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。【内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省及び関係府省庁】
- ・ 個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。【総務省】
- ・ 個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行い、コンビニ交付について2016年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。【総務省】
- ・ 住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始をめざし、検討を進める。【総務省及び外務省】
- ・ 公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。【総務省及び関係府省庁】
- ・ 個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、2016年1月より、署名用電子証明書の有効期間を発行後の5回目の誕生日までに延長するとともに、利用者証明用電子証明書を導入する。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進めるための検討を行う。【国土交通省、関係省庁】

○法人番号の利活用推進

- ・ 国・地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等の情報）を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続きの見直しについて検討を行い、2016年1月の法人番号の利用開始以降、順次実施する。【内閣官房及び関係省庁】
- ・ 法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル（仮称）」の検討・構築を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁】

- ・ 既存の法人に係る各種の番号と法人番号の連携による、法人情報の効率的・効果的な利活用方策について検討し、2016年1月以降、順次、実施・推進を図る。【内閣府、経済産業省及び関係省庁】
- ・ 法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行う。【総務省】

○マイナンバーの利活用推進

- ・ 戸籍事務での利活用については、戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、必要な論点の洗い出し、整理を行い、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずるべく、2016年2月以降の法制審議会への諮問を目指し個別具体的な検討を進める。【法務省】
- ・ 旅券事務での利活用については、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずる。【外務省】
- ・ 在留届など在外邦人の情報管理業務に加え、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。【金融庁、外務省及び関係府省庁】

【中期（2016年度～2018年度）・長期（2019年度～2021年度）】

○マイナンバー制度の導入

- ・ マイナンバー・法人番号を利用できる事務について、業務改革等を実施し、効率的・効果的な利用を徹底する。【関係府省庁】
- ・ 2017年1月より、情報提供ネットワークシステム及びマイナポータルの運用を開始する。【内閣府及び総務省】

○マイナポータルの構築・利活用

- ・ 主な機能・内容（自己情報表示、プッシュ型サービス、引っ越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス、電子私書箱、電子決済サービス等）について、2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次、サービス提供を開始する。【内閣府、総務省及び関係省庁】
- ・ 本人確認の連携による官民のオンラインサービスのシームレスな連携（e-Tax、ねんきんネット、その他民間サービス等）について、2017年1月以降、順次、実施する。【内閣府、総務省及び関係省庁】
- ・ 利用チャネル及び認証手段について、2017年1月以降、順次、拡大を図る。【内閣府、総務省及び関係府省庁】
- ・ いわゆる情報弱者の利用に向けての対応策について、2017年1月以降、順次、実施する。【内閣府、総務省及び関係省庁】

○個人番号カードの普及・利活用の促進

- ・引き続き、2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、併せて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。【内閣官房、総務省、文部科学省及び関係府省庁】
- ・2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。【内閣官房、総務省、金融庁及び経済産業省】
- ・2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする。【厚生労働省】
- ・印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化を図る。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。【内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省及び関係府省庁】
- ・民間事業者による空き領域の利用のための必要な整備を行う。【内閣府及び総務省】
- ・個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンで読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。【総務省】
- ・引き続き、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、順次、対象手続きの拡大を行い、コンビニ交付について2016年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。【総務省】
- ・住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始をめざし、検討を進める。【総務省及び外務省】
- ・公的な身分証明書として、官民の本人確認を要する場面における利用を進める。【総務省及び関係府省庁】
- ・引き続き、公的個人認証サービスについて、順次、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しを行うとともに、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。【総務省及び関係府省庁】
- ・自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進める。【国土交通省、関係省庁】

○法人番号の利活用推進

- ・引き続き、国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続きの見直しを進め、2018年1月以降、原則、法人に係る情報を公開する際には法人番号を併記する。【関係府省庁】

- ・ 2017年1月より「法人ポータル（仮称）」の運用を開始し、国・地方公共団体等の既存の法人情報サイトとの連携を拡大する。【関係府省庁】
- ・ 引き続き、既存の法人に係る各種の番号と法人番号との連携による法人情報の効率的・効果的な利活用方策について、順次、実施・推進を図る。【関係府省庁】
- ・ 法人番号の利用状況を踏まえ、個人事業主や法人の支店及び事業所等への法人番号の付番等につき、具体的なニーズの洗い出しを行うとともに、付番・通知・公表の執行の観点からも実現方法を検討する。【内閣府及び関係省庁】
- ・ 法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体で上述システムの利用を可能とする。【総務省】

○マイナンバーの利活用推進

- ・ 引き続き、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を行い、その結果を踏まえ、番号法改正法案を提出するとともに、必要な制度改正等を行う。利用範囲の拡大等を決定したものについては、円滑な利用開始に向けた準備を行う。【内閣府及び関係省庁】
- ・ 戸籍事務での利活用については、戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、必要な論点の洗い出し、整理を行い、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずるべく、2016年2月以降の法制審議会への諮問を目指し個別具体的な検討を進める。【法務省】
- ・ 旅券事務での利活用については、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずる。【外務省】
- ・ 在留届など在外邦人の情報管理業務に加え、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。【金融庁、外務省及び関係府省庁】